

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価による。

また、開始後については、原則として取得原価とし再調達原価は使用しない。

2. 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法による。 ② 無形固定資産 定額法による。

3. 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金 過去5年間の平均不納欠損率による。

② 賞与等引当金 翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上している。

③ 退職手当引当金 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度期末に在職する職員が自己都合により退職した場合の退職手当支給見込額を計上している。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理としている。

5. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払を含む。）を資金の範囲とする。

6. 消費税等の会計処理

税込方式による。

II. 重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更は無し。

III. 重要な後発事象

該当する事象は無し。

IV. 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは次のとおり。

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事項は無し。

2. 係争中の訴訟等で損害賠償の請求を受けているもの

該当する請求は無し。

3. その他主要な偶発債務

該当する事象は無し。

V. 追加情報の注記

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は、次のとおり。

1. 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は会計年度末（3月31日）であるが、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数とする。

参考条文：地方自治法第235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」

2. 繰越事業に係る将来の支出予定額

① 継続費通次繰越額	0円	② 繰越明許費	1,360,497,000円
③ 事故繰越額	0円	④ 事業繰越額	0円

3. 売却可能資産

該当資産は無し。

4. 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）

固定資産等形成分は、資産形成のために充当した財源が蓄積されたもので、原則として固定資産等の形態で保有されている。余剰分（不足分）は、費消可能な資源が蓄積されたもので、原則として金銭の形態で保有されている。

5. 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差異

（一般会計の主なもの）

① 建設事業に充当する税収等収入	△571,370,000円
② 建設事業に充当する補助金収入	△110,941,000円
③ 減価償却費	764,175,342円
④ 退職手当引当金の増減額	△207,470,079円

6. 一時借入金

一時借入金の増減額は含まれない。

① 一時借入金の限度額	600,000千円	② 一時借入金に係る利子額	0円
-------------	-----------	---------------	----